HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第8章　アイヌ政策に対する評価
Author(s)	濱田, 国佑
Citation	「調査と社会理論」研究報告書, 30, 136-147
Issue Date	2013-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52419
Type	departmental bulletin paper
File Information	AN00075302_30_8.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

第8章　アイヌ政策に対する評価

濱田　国佑｜大阪商業大学ＪＧＳＳ研究センター　ポスト・ドクトラル研究員

はじめに

アイヌ民族は、日本社会において長い間、少数民族として差別の対象となってきた。また、和人とアイヌ民族との間の格差、つまり経済的・社会的な不平等も現在に至るまで、さまざまな形で存在してきたといえる。こうしたアイヌ民族を取り巻く社会的状況が存在する中で、アイヌ民族に対する差別、経済的・社会的不平等の解消を目指して、国や地方自治体によってさまざまな政策が行われてきた。こうしたアイヌ民族に対する諸政策は、地域住民によってどのように受け止められているのだろうか。

近年、多文化主義の先進的地域とされた欧州、あるいはオーストラリアにおいて多文化主義の限界が指摘され、その反動として単一文化を志向するような動きもみられる。

たとえば1996年から2007年までオーストラリア首相の座にあったハワードはそれまでの多文化主義的政策を見直すなどの姿勢を見せたほか、1998年には一つの民族によるオーストラリアを掲げる「ワン・ネイション党」が結成され、総選挙でも８～９％の得票率となるなど一定の支持を集めた。また、欧州においても、ドイツの首相メルケルおよびイギリスの首相キャメロンは、2010年から2011年にかけて、「現状の『多文化主義』政策はうまくいっていない」という主旨の発言を相次いで行うなど、多文化主義政策が必ずしもうまくいっていないとの認識が広がりつつある。

一方、日本では、これまで「単一民族国家」であるとの認識が、政治家によってたびたび公言されるなど、多文化主義的な政策の必要性は顧みられてこなかった。しかしながら、1997年にアイヌ文化振興法が制定され、また、2007年には「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が日本を含めた各国の賛成多数で可決されるなどの動きがみられる。さらに、国連宣言を受けて、2008年には衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されるなど、先住民族の文化を認め、多文化共生を図るような政策の実現に向けた動きが徐々に進みつつあるといえる。

こうした状況の中、アイヌ民族が多く居住する北海道の地域住民は、アイヌ民族に対する政策に対してどのような意識を抱いているのだろうか。本章では、新ひだか町民を対象にした地域住民調査の結果をもとに、アイヌ民族に対する諸政策が地域住民によってどのように受け止められているのかを明らかにしていくことにしたい。なお、地域住民調査の回答者の中には、少数ながらアイヌ民族の人々も含まれている。本章では、和人がアイヌ政策に対してどのような意識をもっているかという点におもな関心があるため、基本的に対象を和人に限定して分析を行った。

第１節　アイヌ政策の概要

アイヌ民族に対して国が取った政策としては、まず1899年に制定された「北海道旧土人保護法」が挙げられる。この法律では、アイヌ民族の人々に対する土地の付与のほか、医療、生活扶助、教育などの保障が定められている。しかしながら、1996年に提出された『ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書』では「昭和10年代以降土地の無償下付の実績がない」、「いずれの施策もアイヌの人々の窮状を改善するために十分機能したとはいえなかった」など、法律が果たした積極的な意義は少ないとの評価が示されている。また、法律自体が差別的な性格をもっていたとも指摘されている。たとえば、小川（1993）は、教育の保障の名のもとに「アイヌの言語・慣習を排除ないし破壊する」役割を果たしたと述べている。

第二次世界大戦後の1961年度には、厚生省（当時）予算の「地方改善施設整備費補助金」に「ウタリ福祉対策費」が計上され、生活環境の改善、住宅の整備、教育の促進などアイヌの人々の福祉向上のための諸施策が実施された（常本 2010）。

ただし、これらの諸施策は、これまで同様「十分な成果を上げることができなかった」（ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996）ため、1974年度から「北海道ウタリ福祉対策」が進められることになったのである。1974年度に開始された第一次「北海道ウタリ福祉対策」では、「アイヌの人たちの自立を助長促進し、社会的・経済的地位の向上を図るため、生活環境の改善、社会福祉の充実、職業の安定、教育文化の向上及び生産基盤の整備等を積極的に推進する」ことを目的として、大きく分けて「地区対策」、「個別対策」、「団体育成」の３つの施策が進められた。「地区対策」の内容として具体的に挙げられているのは、「生活条件の整備」、「就業条件の整備」、「福祉条件の整備」、「教育・文化の振興」であり、「個別対策」としては「住宅資金の貸付」、「雇用対策」、「教育対策」、「福祉対策」が挙げられている。このように「ウタリ対策」として行われている政策は多岐にわたっており、その政策ごとに異なる省庁によって事業が所管されている。そこで、その円滑な実施を図るため1974年5月に「北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議」が設置されることになった。

以降、第一次から第四次まで合計28年間にわたって「北海道ウタリ福祉対策」が実施されたものの、1997年のアイヌ文化振興法制定に伴い、文化振興に関わる政策・事業については、「アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画」にもとづいて行われることになった。そのため、生活支援等の施策については、2002年度以降、「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」という名前で方針が策定されることになったのである（常本 2010）。

「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」は2002年度から2008年度までの７か年にわたって進められ、2009年度からは現在まで「第二次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」が実施されている。

この推進方策の目的は、「アイヌの人たちの生活の一層の向上を通じ、社会的・経済的地位の向上を図ること」であるとされ、「生活の安定」、「教育の充実」、「雇用の安定」、「産業の振興」、「民間団体の活動の促進」という５つの基本的方向に沿って事業が行われている。具体的な中身を見ると、「生活の安定」に関しては「生活館整備事業費補助金」、「アイヌ生活向上振興資金貸付金」、「アイヌ住宅改良事業費補助金」などの事業、「教育の充実」に関しては、「高等学校等進学奨励費」、「高等学校通学費補助金」、「専修学校等進学奨励費補助金」などの事業、「雇用の安定」に関しては、「公

共訓練費（アイヌ入校対策費、公共職業訓練手当)」、「アイヌ雇用促進費補助金」、「就職奨励事業費補助金」などの事業、「産業の振興」に関しては、「アイヌ農林漁業対策事業費」、「アイヌ中小企業振興特別対策費補助金」などの事業、「民間団体の活動の促進」に関しては「ウタリ協会活動促進費(ウタリ協会補助金)」などの事業が行われている（札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会第１回配布資料)。

一方、アイヌ文化振興法の制定にともなって策定された「アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画」では、「アイヌ文化の振興」と「理解の促進」が２つの基本的方向として定められ、「アイヌ文化施設管理費（アイヌ民族文化研究センター運営費)」、「アイヌ文化財保存対策費」、「アイヌ文化振興・研究推進機構事業費補助金」、「アイヌ文化振興事業費（「先住民の日」記念事業費補助金)」、「アイヌ文化施設管理費（アイヌ総合センター管理運営費)」といった事業が行われている。

以上をまとめると、現在は「第二次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」、および「アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画」という２つの計画のもとでアイヌ関連施策が実施されており、それぞれアイヌの人々の生活向上、およびアイヌ文化の振興が図られている。また、生活向上支援については、個人に対する支援、地域に対する支援、団体に対する支援の３つのレベルで事業が行われているといえるだろう。

第２節　アイヌ政策に対する地域住民の意識

第１項　個別のアイヌ政策に対する意識

すでに述べたように、国や北海道は、さまざまな形で「アイヌ政策」を実施してきた。こうした政策に対し、地域住民はどのような意識を抱いているのだろうか。以下では、まず、アイヌ民族に対する施策として重視するものを尋ねた質問への回答の分布を確認しておくことにする。また、比較のためアイヌ民族およびその配偶者、合計22人の回答の分布も併せて示している（図８－1)。

まず、和人による回答結果をみると「差別のない社会をつくる」という回答がもっとも多く、全体の54.5％が選択している。次いで多いのが「アイヌ民族に関する正しい理解の提供」であり、これを選択したのは全体の42.2％となっている。このように、アイヌ民族に対する差別をなくす、正しい理解をもつといった意識の啓発活動が多くの人にとって重要だと考えられていることがわかる。その一方「雇用対策の拡充」、「教育支援の拡充」、「経済援助の拡充」、「土地・資源の補償」といった政策はそれほど重視されていない。これらは、いずれもアイヌ民族の人々に対する個別支援を含んだ政策である。このように、アイヌ民族に対する差別の解消、正しい理解の普及などの意識啓発に関する政策については賛成する人がそれなりに多いものの、アイヌの人々に対する個人的な支援、財政支出を含む政策については、積極的に支持する人が少ない状況だといえるだろう。

一方、アイヌ民族の場合「差別のない社会をつくる」ことが重要だと考える人の割合が、和人と比べて高いことがわかる。また「雇用対策」、「教育支援」、「経済的援助」などについても、同様に重視する人の割合が相対的に高い。ただし、すべての項目に対して無条件に賛同しているわけではなく、「アイヌ語・アイヌ文化を守る」、「正しい理解の提供」などの政策については、むし

ろ和人より重視する割合が低いのである。このようにアイヌ民族の場合、「差別のない社会」、「雇用対策」、「教育支援」など、民族的な不平等の解消につながる政策を支持する傾向が強いといえるだろう。

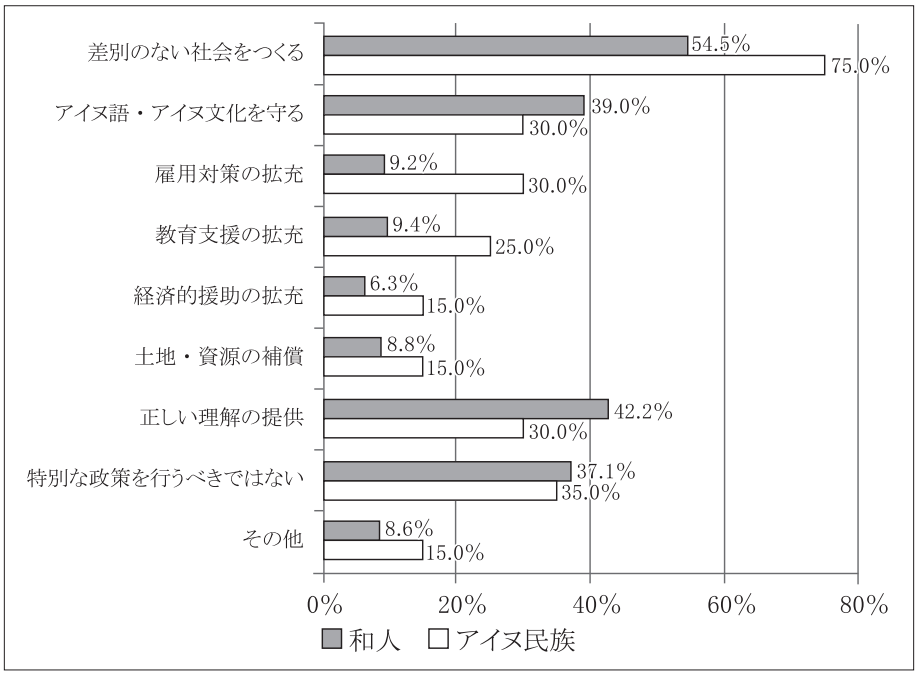


図８－１　アイヌ政策として重視するもの（複数回答）

第２項　アイヌ政策に対する意識の世代的差異

こうしたアイヌ政策に対する意識は、年齢によって差があると考えられる。たとえば、常本（2010）によると、国や地方自治体によるアイヌ政策は、当初、アイヌ民族の人々の生活向上を図る「福祉対策」が中心であったが、徐々にアイヌ文化の振興やアイヌ民族に対する理解の促進が、政策の中で大きな比重を占めるようになっていったとされる。また、品田（2010）によると、北海道高等学校教職員組合連合会が1982年にアイヌ文化・歴史等を教える際の手引きを作成したほか、1984年には北海道教育委員会、1985年に札幌市教育委員会によって、それぞれ指導のための資料が作成されている。このように、アイヌ民族やアイヌ文化に対する理解を深めるための教育が実践されることによって、人々のアイヌ政策に対する見方もまた変化している可能性があるといえるだろう。

実際、年齢層によって上記のようなアイヌ政策に対する意識に差はみられるのだろうか。以下の表８－１では「20 ～ 30代」、「40 ～ 50代」、「60 ～ 70代」の年齢層ごとに、重視するアイヌ政策の割合を示した。結果を確認すると、「アイヌ民族に対する差別が起こらない人権尊重の社会をつくるべき」を挙げた人の割合は60 ～ 70代では63.8%に達する一方、20 ～ 30代では44.0%にとどまっており、年齢層が高いほど、「差別が起こらない社会づくり」に賛同する傾向が強いことがわかる。アイヌ文化やアイヌ民族に関する教育を受けた若年層の方が、「差別が起こらない社会づくり」に

肯定的というわけでは必ずしもないのである。また「雇用対策」、「教育支援」の拡充が重要だとする割合についても、統計的な有意差が見られる。60 ～ 70代では13 ～ 14％程度が雇用対策や教育支援を拡充すべきだと考えているのに対して、20 ～ 30代および40 ～ 50代では５～７％台にとどまっており、やはり若年・壮年層より、老年層の方が支援を拡充すべきと考える割合が高いことがわかる。

このように、60 ～ 70代の世代は20 ～ 50代の世代と比べて、差別をなくす、あるいは雇用対策や教育支援の拡充といったアイヌ政策に対して、より積極的な意向をもっているのである。こうした意識の世代差は、なぜ生じているのだろうか。その理由として考えられるのは、アイヌ民族が置かれた状況の歴史的変化である。先述したように、アイヌ民族に対する施策は「不十分である」と評価されながらも、1960年代からさまざまな形で続けられてきた。その結果、アイヌ民族の人々の生活状態も以前と比較して、相対的に良くなっていると考えられる。60 ～ 70歳の世代は、アイヌの人々に対する差別が現在よりも激しく、貧困状態に置かれていた時代の記憶をもっており、それが「差別が起きない社会」、「雇用対策の拡充」、「教育支援の拡充」といったアイヌ政策に対する支持としてあらわれているのかもしれない。

表８－１　アイヌ政策として重視するもの（複数回答・年齢別）

	20 ～ 30代	40 ～ 50代	60 ～ 70代	χ^2検定
差別のない社会	44.0%	47.8%	63.8%	**
アイヌ語・アイヌ文化	32.1%	37.0%	43.1%	
雇用対策	7.1%	6.0%	12.8%	*
教育支援	7.1%	4.9%	14.2%	**
経済的援助	7.1%	3.8%	8.3%	
土地・資源	10.7%	5.4%	11.0%	
正しい理解	47.6%	40.8%	42.2%	
特別な政策を行わない	32.1%	42.4%	34.9%	
その他	13.1%	7.6%	7.8%	

*** p<.001　** p<.01　* p<.05

第３項　アイヌ政策に対する意識の地域差

アイヌ政策に対する意識は、年齢だけでなく、回答者の出身地域によっても異なる可能性がある。先述したように、北海道では、アイヌ民族やアイヌ文化に関する教育が、社会科の授業等を通じて行われており、また、新聞等のメディアにおいて、アイヌ文化やアイヌ民族に関する歴史的な問題が取り上げられる頻度も高いといえる。こうした環境が、アイヌ政策に対する意識に影響を与えている可能性があると考えられる。

アイヌ政策に対する意識を、回答者の出身地域別に示したものが、以下の表８－２である。

これをみると、まず、新ひだか町出身者は、各種のアイヌ政策に対してそれほど肯定的な態度を示していないことがわかる。たとえば、「雇用対策」の拡充については、道外出身者の17.0％が肯定的な態度を示しているのに対し、新ひだか町出身者の場合、「雇用対策の拡充」が重要だと考えるのはわずか5.6％にとどまっている。また、「教育支援」についても同様であり、道外出身者の賛同割合が相対的に高い一方、新ひだか町出身者で「教育支援の拡充」に賛同する割合は低いという結果になっている。新ひだか町出身者は、アイヌを身近に感じてきたからこそ、「雇用対策」や「教育支援」などの形で、アイヌ民族の人々のみに限定した支援策が行われることに、違和感

をもつということなのかもしれない。

道内出身者と道外出身者の差が明確にあらわれたのは、「差別が起こらない社会」と「正しい理解」の両項目に対する回答である。「差別が起こらない社会」を重視する割合は、道内出身者で高くなっており、62.8%が選択をする一方、道外出身者の割合は51.1%にとどまっている。道内出身者はアイヌ民族に対する差別が「ある」、あるいはかつて「あった」ということを前提にし、そうした状況の解消が重要だと考えているように思われる。

一方、「アイヌ民族に関する正しい理解の提供」については、道外出身者でこれを選択する割合が高くなっていた。道外出身者の59.6%が、「正しい理解」を提供することが重要だと考えているのに対し、道内出身者の場合、その割合は42.9%にとどまっている。このような結果をみると、道外出身者は、アイヌ民族に対する正しい理解が広まっていないということを前提にし、それを解消すべきだと考える傾向が強いといえるのかもしれない。

表８－２　アイヌ政策として重視するもの（複数回答・出身地域別）

	新ひだか町	道内	道外	χ^2検定
差別のない社会	49.4%	62.8%	51.1%	*
アイヌ語・アイヌ文化	39.8%	36.6%	42.6%	
雇用対策	5.6%	12.0%	17.0%	*
教育支援	6.0%	12.6%	14.9%	*
経済的援助	4.4%	7.3%	12.8%	
土地・資源	6.4%	9.9%	17.0%	
正しい理解	38.6%	42.9%	59.6%	*
特別な政策を行わない	41.0%	33.5%	31.9%	
その他	9.8%	8.4%	8.5%	

*** p<.001　** p<.01　* p<.05

第４項　アイヌ政策に対する意識の学歴差

次に、回答者の学歴によって、アイヌ政策として重視するものに差異があるかを確認してみることにする。表８－３に示されたカイ二乗検定の結果を確認すると、多くの項目で学歴による統計的な有意差が存在することがわかる。まず「差別のない社会」をつくるべきだと考える人の割合は、高校卒以上の学歴の場合５割程度にとどまっているが、中学卒の場合、約７割に達している。一方「アイヌ民族に関する正しい理解を提供すべき」だと考えているのは、大学以上の学歴でもっとも高く、66.1%が重要だと答えているのに対し、中学、高校卒の学歴の場合、４割に満たない状況である。

また、「雇用対策」や「教育支援」に関しては、中学卒と大学以上で高い割合を示し、高校や専門・高専・短大で低いU字型の分布を示している。つまり、単純に学歴が高いほど、アイヌ民族に対する政策の必要性を認識し、これに賛同するというわけではないのである。

表８－３　アイヌ政策として重視するもの（複数回答・学歴別）

	中学	高校	専門高専短大	大学以上	χ^2検定
差別のない社会	67.3%	53.4%	45.7%	50.0%	*
アイヌ語・アイヌ文化	40.8%	34.5%	43.6%	48.2%	
雇用対策	15.3%	6.0%	7.4%	16.1%	*
教育支援	15.3%	5.2%	9.6%	17.9%	**
経済的援助	13.3%	4.3%	3.2%	8.9%	**
土地・資源	9.2%	7.3%	7.4%	17.9%	
正しい理解	33.7%	39.7%	45.7%	66.1%	**
特別な政策を行わない	28.6%	40.5%	43.6%	25.0%	*
その他	5.1%	8.2%	13.8%	7.1%	

*** p<.001　** p<.01　* p<.05

さらに、アイヌ政策全般に対してどれだけ賛同しているかを調べるため、アイヌ民族に対する政策として挙げられた「差別のない社会」、「アイヌ語・アイヌ文化」、「雇用対策」、「教育支援」、「経済的支援」、「土地・資源」、「正しい理解」の７項目のうち、各回答者が選択した項目の総数を計算してみた。結果を示したのが以下の表８－４である。これをみると、やはり選択した項目数が一番多いのは大学卒（2.3項目）であり、次いで中学卒が多い（1.9項目）という結果であった。これと比較すると高校卒や専門・短大・高専卒の場合、選択した項目数の平均は1.5 ～ 1.6項目にとどまっており、アイヌ政策に対して肯定的な態度をとる割合は全般的に低いといえる。

表８－４　重視するアイヌ政策として選択した項目数

	平均値	度数	標準偏差
中学	1.9490	98	1.91775
高校	1.5043	232	1.37384
専門短大高専	1.6277	94	1.48819
大学	2.2500	56	1.90931
合計	1.7063	480	1.60348

つまり、大学卒と中学卒の場合はある程度アイヌ政策に対して肯定的な態度を示すものの、高校卒、あるいは短大・高専・専門卒の場合、各政策に対して否定的な態度をとる人が多いということになる。このような傾向がみられる理由は何だろうか。考えられるのは、「中学卒」という学歴による効果は見せかけの関係であり、年齢の効果によって攪乱されているという可能性である。つまり、年齢が高いほど中学卒の学歴が多くなるため、年齢の効果が、中学卒という学歴の効果としてあらわれているという可能性が考えられる。そこで、以下では、年齢などの他の変数を統制した上でもなお学歴の効果が存在するのかを、多変量解析によって確かめてみることにしたい。

第３節　アイヌ政策に対する意識の規定要因

第２節では、アイヌ政策に対する意識と回答者の属性（年齢層、出身地域、学歴）との２変数間の関連について確認してきた。その結果、年齢層が高いほど差別のない社会やアイヌに対する支援を望む、大学卒と中学卒の場合アイヌ政策への支持が高まる、新ひだか町出身者はアイヌ政策に対して否定的な意識をもつ割合が高いなどの傾向がみられた。

こうした諸要因のうち、どの要因がアイヌ政策への意識に対して、真の影響を与えているのだ

ろうか。以下では、アイヌ政策に対する意識を従属変数にした多変量解析を行い、アイヌ政策に対する意識の規定要因を明らかにしていくことにする。

独立変数として用いるのは、年齢、性別（男性、基準カテゴリは女性）、学歴（中学、短大高専専門、大学、基準カテゴリは高校）、就業状態（経営・役員、自営家族従業、パート・アルバイト、無職・学生、基準カテゴリは常時雇用）、出身地域（新ひだか町、道外、基準カテゴリは道内）に関する各変数である。また、日頃のアイヌ民族の人々との交流の程度が、アイヌ政策に対する意識に影響を与えている可能性があるため、アイヌ民族との交流の頻度をあらわす変数を統制のために用いた。各変数の詳しい内容は、以下の表８－５のとおりである。

表８－５　使用する変数の概要

変数	変数の情報
アイヌ政策に対する全般的支持	「今後、アイヌ民族に関する施策はどうあるべきだと思いますか」という質問に対して、複数回答可能な以下の７つの選択肢から選んだ項目の数。 「差別が起こらない社会をつくるべき」 「アイヌ語・アイヌ文化などを守るべき」 「雇用対策を拡充すべき」 「教育支援を拡充すべき」 「経済的な援助を拡充すべき」 「土地・資源を返還すべき」 「正しい理解を提供すべき」
教育支援	「教育支援を拡充すべき」を選択＝１，非選択＝０
年齢	年齢
性別 　男性ダミー	 男性＝１，女性＝０
学歴 　中学 　高校（基準カテゴリ） 　短大・高専・専門 　大学	 中学卒＝１，その他の回答者＝０ 短大・高専・専門卒＝１，その他の回答者＝０ 大学卒以上＝１，その他の回答者＝０
就業状態 　経営・役員 　常時雇用（基準カテゴリ） 　自営・家族従業 　パート・アルバイト 　無職・学生	 経営者・役員＝１，その他の回答者＝０ 自営業・家族従業者＝１，その他の回答者＝０ パート・アルバイト＝１，その他の回答者＝０ 無職・学生＝１，その他の回答者＝０
出身地域 　新ひだか町 　道内（基準カテゴリ） 　道外	 新ひだか町出身＝１，その他の回答者＝０ 道外出身＝１，その他の回答者＝０
アイヌとの交流	あなたは普段､アイヌの人たちと交流がありますか。 よくある＝４，たまにある＝３，あまりない＝２，ほとんどない＝１

まず、アイヌ政策に対する全般的な支持を従属変数にした重回帰分析の結果を以下の表８－６で確認してみることにしよう。

表８－６をみると、「大学」の係数が危険率５％水準で有意であることが確認され、アイヌ政策支持に正の影響を与えていることがわかる。つまり、大学卒の人は、基準となる高校卒の人と比べて、アイヌ政策に対する全般的な支持が強いということになる。また、危険率を10％とした場合、「中学」も有意であることが確認できる。大学卒の場合と同様、係数の符号は正であることから、やはり中学卒も、高校卒と比較して、アイヌ政策に対する全般的な支持は高いということになる。先にみたように、大学卒と中学卒でアイヌ政策への支持が高く、高校卒で支持が低いという傾向がここでも確認されたといえるだろう。

一方で、年齢はアイヌ政策支持に影響を与えていなかった。したがって、中学卒の場合、アイ

ヌ政策に対する全般的な支持が高いという効果は、年齢によって攪乱された擬似的なものとはいえない。つまり、中学卒層の年齢が高いことによってもらされたわけでなく、学歴独自の効果ということになる。

また、「無職・学生」であることがアイヌ政策支持に対して、正の影響を与えていた。つまり、基準カテゴリとなる常時雇用従業者と比べて「無職・学生」の場合、アイヌ政策に対する全般的な支持は高くなるということになる。なお、「無職・学生」の内訳を確認してみると、学生は４人しか存在せず、ほとんど（97.5％）が無職となっている。また、無職に分類される人のうち、７～８割は60～70代の高齢者層であり、こうした人々は年金あるいは公的扶助などの制度を利用して生活をしていると考えられる。そのため、アイヌ民族に対する支援政策についても、その重要性を認め、支持する傾向が強いのかもしれない。

表８－６　アイヌ政策に対する全般的支持の規定要因

	B	S.E.
定数	.990 **	.372
年齢	-.001	.006
性別（男性ダミー）	.119	.158
学歴		
中学	.359	.200
高校（基準）		
短大・高専・専門	.019	.202
大学	.536 *	.256
就業状態		
経営・役員	.048	.311
常時雇用（基準）		
自営・家族従業	.394	.259
パート・アルバイト	.002	.230
無職・学生	.814 ***	.219
出身地		
新ひだか町	-.333 *	.161
道内（基準）		
道外	.360	.274
アイヌとの交流	.166 *	.068
調整済R2乗	.098	
F値	3.973***	
N	450	

*** p<.001　** p<.01　* p<.05

そこで、以下では、個別のアイヌ政策に対する支持の規定要因を探ってみることにしたい。具体的には、「差別のない社会をつくるべき」、「教育支援を拡充すべき」という項目の選択／非選択を従属変数にした二項ロジスティック回帰分析を行う。独立変数は、先の重回帰分析と同じ変数を用いた。結果を示したのが、以下の表８－７である。

結果を見ると、「差別のない社会」と「教育支援の拡充」の規定要因は、かなり異なっていることがわかる。まず「差別のない社会」の規定要因を確認すると、有意な変数は少なく、「新ひだか町」出身の効果、および「アイヌとの交流」の効果が確認されるのみである。「新ひだか町」の係数はマイナスなので、新ひだか町出身者は、道内の他地域出身者と比べて「差別のない社会」をつくるという目標に対し、否定的な傾向があるということになる。また、「アイヌとの交流」は正の効果をもっており、アイヌ民族の人との交流が多いほど「差別のない社会」という目標を肯定する傾向があるといえる。

一方、「教育支援の拡充」に対しては、やはり「新ひだか町」出身であること、「アイヌとの交流」の程度が影響を与えているものの、それ以外にも学歴、就業状態などの個人属性に関する変数が影響を与えていることがわかる。

まず、「男性ダミー」が正の影響を与えており、男性の方が「教育支援を拡充すべき」という政策に、より肯定的な態度を示していることがわかる。一般的にいって、女性は賃金水準が低く抑えられており、学歴による所得格差がつきにくい状況となっている。また、男性と比べて全般的な学歴の水準も低い。一方、男性は高等教育への進学率が相対的に高く、学歴による所得格差も大きいため、教育による不平等により敏感であり、これを解消する支援策が重要だと考えているのかもしれない。

次に、就業状態に関しては、「無職・学生」や「自営・家族従業者」が正の影響を与えており、常時雇用従業者と比べて「教育支援を拡充すべき」を選択する確率が高いということがわかる。また、学歴に関しては、「中学」および「大学」が正の影響を与えている。したがって、中学卒および大学卒の回答者は、基準となる高校卒と比べて「教育支援の拡充」により肯定的であるといえる。

このように、「教育支援の拡充」という具体的なアイヌ政策に対しては、中学卒あるいは無職などの層において、より強く支持される傾向があることがわかる。これらの層は、社会的な不平等・格差の影響をより強く受けると考えられるが、こうした人々がアイヌ民族に対する支援政策をより積極的に支持しているのである。この分析結果は、中学卒あるいは無職層ではアイヌ民族と和人との民族的な分断がそれほど意識されておらず、社会的不平等を解消する政策の一環として、アイヌ政策が捉えられていることを示唆している。

表８－７　個別のアイヌ政策に対する支持の規定要因

	差別のない社会		教育支援の拡充	
	B	S.E.	B	S.E.
定数	−.481 +	.618	−4.500 ***	.964
年齢	.009	.008	−.006	.015
性別（男性ダミー）	−.250	.213	.935 *	.380
学歴				
中学	.435	.278	1.130 *	.445
高校（基準）				
短大・高専・専門	−.382	.271	.577	.514
大学	−.032	.340	.968 +	.535
就業状態				
経営・役員	.139	.413	−.310	1.131
常時雇用（基準）				
自営・家族従業者	−.062	.345	1.560 *	.617
パート・アルバイト	−.185	.307	.086	.757
無職・学生	.424	.296	1.853 **	.565
出身地				
新ひだか町	−.586 **	.219	−1.045 **	.399
道内（基準）				
道外	−.317	.367	.092	.569
アイヌとの交流	.209 *	.092	.339 *	.164
NagelkerkeR2乗	.106		.212	
N	450		450	

*** p<.001　** p<.01　* p<.05

第４節　まとめ

本章では、国や北海道による各種のアイヌ政策に対して、和人の人々がどのような意識をもっているのかを、地域住民調査の結果をもとに明らかにしてきた。

その結果、大学卒や中学卒の学歴の場合、アイヌ政策への支持が高まること、就業状態が無職の場合、アイヌ政策への支持が高まること、出身地が新ひだか町の場合、各種のアイヌ政策に対して否定的な態度が強まること、などの知見が得られた。

中学卒の学歴および無職の人々が、アイヌ政策に対して肯定的であるのは、意外な結果であるといえるだろう。ブルーマーの集団脅威仮説（Blumer 1958）などによれば、マジョリティ集団の特権が、マイノリティ集団によって脅かされていると感じた際に差別意識が生じるとされる。また、差別意識は、特権の剥奪によって大きな影響を受ける層、具体的には階層や学歴が低い層において、より強まるとされている。本章の分析結果は、こうした先行研究の知見とは異なり、アイヌ民族と和人との民族的な分断がそれほど意識されていないこと、また、マクロな社会的不平等の構造を解消するための一つの方策としてアイヌ民族への支援政策を捉え、和人とアイヌ民族が連帯できる可能性が示唆されているように思われる。

しかしながら、分析の結果からは同時に「高校卒」、「常時雇用」などの基準となるカテゴリにおいて、あるいは「新ひだか町」出身者の場合に、アイヌ政策に対する支持が弱まるということも明らかになった。「高校卒」は学歴の中でもっとも大きい割合を占めるカテゴリであり、「新ひだか町」も出身地の約半数を占める最大のカテゴリである。また、「常時雇用」も回答者の27％を占め、無職に次いで大きい割合を占めるカテゴリとなっている。このように、新ひだか町におけるマジョリティとなる各カテゴリにおいて、アイヌ政策に対する支持が低いという結果がみられるのである。

このように、地域社会のマジョリティ集団において、アイヌ政策に対する支持が低く、積極的な姿勢がみられないという現状は、今後、地域においてアイヌ政策を進めていく上で大きな問題となるだろうし、これに反対する動きも容易に生じうるといえるだろう。これまで、アイヌ政策の多くは、国や道が実施するという形で進められてきた。いわば、上から降ってきた政策であるといえる。近年、地方自治体の財政が厳しい状態に陥る中、地域社会のマジョリティに対してアイヌ政策の重要性を訴えながら政策を進めていくことが、これまで以上に重要になっているのではないだろうか。

参考文献

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会，2009,『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書』.

Blumer, H., 1958,“Race Prejudice as a Sense of Group Position,”*The Pacific Sociological Review*, 1(1), 3-7.

小川正人，1993,「『アイヌ教育制度』の廃止 ：『旧土人児童教育規程』廃止と1937年『北海道旧土人保護法』改正」『北海道大学教育学部紀要』61, 37-79.

品田早苗，2010,「『アイヌ』像と北海道の学校教育 ： 教職員用の指導の手引き・指導資料を中心に」『北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院院生論集』6, 65-73.

常本照樹, 2010,「アイヌ政策についての要望」小内透編著『北海道アイヌ民族生活実態調査報告その１　現代アイヌの生活と意識――2008年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター, 105-7.
ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会, 1996,『ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書』.

（濱田　国佑）